

平成27年4月8日

保護者 各位

徳島県立徳島商業高等学校長

特別警報等の発令時における措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校教育発展のためご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、特別警報又は暴風警報が発令された場合の措置についてお知らせいたします。十分ご理解のうえ、お子様のご指導をよろしくお願いします。

1 特別警報又は暴風警報が発令された場合

特別警報（大雨，暴風，高潮，波浪，大雪，暴風雪の6種類全て）又は暴風警報が発令されたら，その日は休校とします。ただし，午前7時の時点で警報が解除されていれば，休校ではありません。

2 その他の警報（大雨，洪水，大雪，津波等）が発令された場合

原則として，平常通りの校時で授業を行います。休校ではありません。

なお，休校でない場合にも，地理的条件等により登校することが危険な場合は，状況を十分に判断され，無理をしないようにしてください。この場合には，保護者から学校（088-623-0461）にご連絡ください。